

「神奈川県地域福祉支援計画（平成27年度～平成31年度）」平成27年度評価まとめ

大柱	中柱	支 援 策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
	(1) 地域福祉の担い手の育成	支援策1 行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを推進します。	3	1	2	0	0	-	○	-	-	<p>地域福祉の担い手の育成については、研修を通じて、地域福祉に関する基礎知識・スキルの学習の場を提供することで、地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図る等、概ね順調に進捗している。</p> <p>今後、高齢者が急増すると見込まれていること、また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、「生活支援コーディネーター」や認知症施策に係る「認知症地域支援推進員」の配置が必要になっていくことから、より一層地域の担い手や生活支援の担い手の育成が必要になる。</p> <p>このほか、県は、「地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材」を地域福祉コーディネーターを位置付けているが、生活支援コーディネーター等との役割が不明確な状況にあり、それぞれの役割を明確化する又は統合する等、役割や位置付け等について検討する必要がある。</p> <p>また、今後より一層地域福祉の担い手の育成を行う上で、縦割りではなく、高齢者、障がい者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野に対応できる人材の育成やリーダー格となる人材の育成等を検討するとともに、そうした方々が地域で継続して活躍できるよう各分野横断的な支援体制を構築する等のバックアップ体制を整備していく必要がある。</p> <p>さらに、県は、民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、平成28年3月に年齢要件の上限を撤廃したが、推薦母体となる自治会が存在しない、あるいは自治会加入率が低下しているなど、担い手確保が難しい地域もある。そのため、県は、市町村による民生委員・児童委員に対するサポートに関する実態把握に努め、市町村と連携しながらサポートの仕組みを検討するとともに、民生委員・児童委員活動に対する県民の理解が深まるような効果的な広報を行う必要がある。</p>
		支援策2 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。	2	0	2	0	0	-	○	-	-	
		支援策3 地域福祉コーディネーターの地域への普及・定着を推進します。	6	0	6	0	0	-	○	-	-	
		支援策4 民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援します。	4	1	3	0	0	-	○	-	-	
1 ひとづくり	(2) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	支援策5 福祉・介護人材が働きながら学べるキャリアアップのしくみをつくとともに、キャリアパスの整備を促進します。	12	5	4	2	1	-	○	-	-	<p>福祉専門人材の確保・定着対策の推進については、福祉・介護人材のキャリアアップのしくみづくりや外国人介護職の確保・定着、若年層等へ福祉・介護の魅力伝える取組みを着実に進める等、概ね順調に進捗している。</p> <p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、県内で約2万5千人の介護人材が不足することが見込まれており、引き続き介護人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。</p> <p>また、県は、平成27年度に造成した基金（地域医療介護総合確保基金）を活用しながら、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」を柱として介護従事者の確保に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成28年度は新たな事業として「中高年齢者介護分野就労支援事業」等、介護分野への就労の意欲のある方を掘り起し、介護職への就労につなげる事業を実施するとともに、介護に頑張る事業所を応援する県独自の取組み「かながわベスト介護セレクト20」を創設した。</p> <p>今後も、様々な人材確保や定着支援策を実施し、その実施状況を検証しながら総合的に取り組むことで、効果的な事業を実施していく必要がある。</p>
		支援策6 外国人介護職の確保・定着を支援します。	3	1	1	1	0	-	○	-	-	
		支援策7 福祉・介護に係る就業相談や情報提供により福祉・介護人材を確保します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
		支援策8 若年層等へ福祉・介護の魅力伝え、専門的な福祉・介護人材を確保します。	5	2	3	0	0	-	○	-	-	
		支援策9 潜在的福祉・介護人材の活躍を促進します。	5	0	5	0	0	-	○	-	-	
小計			41	10	27	3	1	0	9	0	0	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価	
				a	b	c	d	A	B	C	D		
2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策10 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。	5	1	4	0	0	-	○	-	-	地域における支え合いの推進については、各地域の実情やニーズを把握し、地域住民、行政、社協、関係機関等が連携して取り組んでおり、概ね順調に進捗している。 一方で、人口減少、家族や地域社会の変容などにより、子どもの貧困や介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」といった複合的な課題を抱える世帯への対応等、新たな課題が顕在化している。 こうしたいま、地域住民一人ひとりが地域の一員として役割を持ち、継続的に地域と繋がり、参加できる土台作りを進める(参加する意欲を醸成する)等、地域における支え合いをより一層、推進する必要がある。 なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等では、子どもから大人まで、地域住民の多くがボランティアとして参加することが見込まれ、地域の土台作りを進める(地域住民の意識を醸成する)契機になると考えられ、その後も地域で継続して活動できる仕組みを検討していく必要がある。	
		支援策11 地域住民等による見守り活動の充実を図ります。	4	1	3	0	0	-	○	-	-		
		支援策12 NPO等との協働・連携により、多様な福祉ニーズに対応した事業を実施します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-		
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策13 バリアフリーの街づくりを推進します。	7	2	4	0	1	-	○	-	-	バリアフリーの街づくりの推進については、「バリアフリー街づくり推進県民会議」や「バリアフリーフェスタかながわ」、「バリアフリーまちづくり賞」等の取組みにより、普及啓発を着実に実施するとともに、既存施設のバリアフリー化を計画に沿って推進する等、概ね順調に進捗している。 今後も、県民会議等を通して、関係団体をはじめとする県民の意見を聴き、普及啓発と実効性のある取組みを期待する。 また、県ホームページにおける情報バリアフリーの推進については、高齢や障害に関わらず、必要な情報を得ることができるよう、充実を図るとともに、情報バリアフリーガイドラインに基づいて、継続的に検証等を行っていく必要がある。 なお、県は手話の普及を通じて、ろう者とりょう者以外の者が相互理解を深めるため、「神奈川県手話推進計画」を平成28年3月に策定した。平成28年度は、映画「聲の形」の先行上映会とあわせ手話講習会を開催したほか、手話学習用冊子「手話を学んでみよう!」を作成する等、手話の普及に取り組んでいる。	
		支援策14 情報バリアフリーを推進します。	3	2	1	0	0	-	○	-	-		
	(3) 外国籍県民への支援	支援策15 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。	4	4	0	0	0	-	○	-	-	外国籍県民への支援については、外国籍県民相談や多文化ソーシャルワーカーの育成、必要な情報の提供等、概ね順調に進捗している。 県内には、多くの外国籍県民が暮らし、その国籍も多岐に渡っている。今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等もあり、外国籍県民が増えていくことが見込まれており、外国籍県民のニーズにあった相談窓口の運営、多言語による情報提供により、引き続き外国籍県民の生活の質の向上が望まれる。	
	(4) 災害時における地域支援体制の促進	支援策16 災害時における地域の防災力の向上を図ります。	3	1	0	2	0	-	-	○	-	災害時における地域支援体制の促進については、災害救援ボランティアコーディネーター養成研修の受講者数が少なく、今後の実施に当たっては、民間ネットワークを駆使した幅広い効果的な広報を実施する等により、一層の促進を図っていく必要がある。 また、市町村には、平成25年の災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられたが、本県では、平成28年4月1日現在、12市町村で名簿が未作成となっている。さらに、市町村が設置する福祉避難所の指定は、平成29年2月現在、5市で120か所に留まっている。県は、全庁横断的な「福祉避難所市町村サポートチーム」を設置し、名簿の作成が進まない理由等について実態調査に着手することとしているが、広域的な役割のある県として、地域の特性や実情を踏まえつつ、市町村の課題に応じて支援策を検討する必要がある。 なお、県は、大規模災害時に高齢者や障害者などの要配慮者を支援するため、民間関係団体とのネットワークを構築し、介護職員等を対象にした災害対応に関する実践的な研修を行っている。	
		支援策17 東日本大震災の被災者を支援します。	3	2	1	0	0	-	○	-	-		
	小計			30	13	14	2	1	0	7	1	0	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価	
				a	b	c	d	A	B	C	D		
(1)	生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	支援策18	市町村等における相談・課題解決体制のネットワーク化を促進します。	2	0	2	0	0	-	○	-	-	生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくりについては、地域における様々な課題等に着実に対応するため、市町村等と連携して情報交換や検討を行うとともに、支援技術の習得を目的とした研修の実施をする等、概ね順調に進捗している。 一方で、子どもの貧困やダブルケア、若者の引きこもり等の新たな課題が顕在化しており、地域住民が抱える課題は福祉分野に加え、医療や就労等の様々な分野にまたがり複雑多様化している。 地域住民が抱える様々な課題に包括的に対応するため、地域包括支援センターをはじめ各分野における様々な関係機関が有機的に連携して包括的支援体制を構築していく必要がある。
		支援策19	課題等を抱える当事者自身の解決能力の向上を支援します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
		支援策20	発達障害支援センターの取組みを推進します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
		支援策21	DV被害者を支援します。	1	1	0	0	0	-	○	-	-	
		支援策22	新たな福祉ニーズの把握や情報発信に取り組みます。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
(2)	高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり	支援策23	権利擁護の専門的な相談支援体制を充実します。	4	1	3	0	0	-	○	-	-	高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくりについては、権利擁護に係る相談支援、成年後見制度の相談や市民後見人養成のための研修、認知症施策に係る取組み、矯正施設退所予定者の社会復帰支援等、それぞれの取組みを着実に推進していることから、概ね順調に進捗しているが、次の課題に対応した取組みにより、より一層推進を図っていくことが望ましい。 権利擁護の専門的な相談支援体制については、障害者虐待防止法の施行から3年以上が経過しているが、使用者による障害者虐待が労働局の調査で発見されるものも多く、障害者虐待防止法の通報に結びついていない潜在的な虐待被害がまだまだ多数あると思われることから障がい者虐待をテーマとした研修を実施する等、障害者虐待防止法や虐待の通報義務について一般の企業や県民に再度周知を図る。 また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されて以降、県では、障害を理由とする差別に関する相談事例の情報交換等を行うため、神奈川県障害者差別解消支援地域協議会を設置、また、県職員が適切に対応するため職員対応要領の作成等に取り組んできた。今後、地域協議会の設置及び対応要領の作成がなされていない市町村への支援や、効果的な普及啓発等、引き続き、市町村と協力をしながら、障がい者差別の解消に関する体制整備を図る。 利用しやすい成年後見のしくみづくりについては、今後の高齢化を見据え、引き続き、法人後見立ち上げ支援を行うとともに、市民後見人養成基礎研修の実施により市民後見人養成に向けた支援を行う。 認知症施策については、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員ともに、平成30年度までに全ての市町村に設置する必要があることから、未実施市町村に対する設置の推進、さらに既に設置済みの市町村においてチーム数や推進員の増加を図る等、認知症地域支援体制をより一層強化する。 さらに、矯正施設退所予定者の社会復帰については、退所後の支援に係る帰住先の選択肢を増やすため、社会福祉施設等とのネットワークづくりを進めるとともに、その後の就労等についても支援する。
		支援策24	利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。	3	0	3	0	0	-	○	-	-	
		支援策25	認知症の人や家族等を支援します。	6	0	6	0	0	-	○	-	-	
		支援策26	矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。	2	0	2	0	0	-	○	-	-	
(3)	生活困窮者の自立を支援するしくみづくり	支援策27	生活困窮者の自立を支援します。	3	2	1	0	0	-	○	-	-	生活困窮者の自立を支援するしくみづくりについては、生活困窮者に対する自立相談支援、住宅確保給付金の実施に加え、子ども支援員の存在が周知され、関係機関等との連携が図られるようになる、ニート等の若者の職業的自立に向け、目標とする就職者数を達成する等、概ね順調に進捗している。 経済的困窮からの自立を最終目標としてめざすばかりでなく、様々な要因に着目した多様な自立の在り方を地域の中に作り出していくことが求められている。 生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえ、今後、生活困窮世帯の増加に対応した個別かつ継続的な自立支援を引き続き実施していく必要がある。
(4)	福祉サービス評価制度のしくみづくり	支援策28	福祉サービス第三者評価を普及・推進します。	1	0	0	1	0	-	-	○	-	福祉サービス評価制度のしくみづくりについては、児童分野で評価結果公表件数が増加しているが、高齢・障害分野の件数は、依然として受審件数が伸びていない。 より多くの事業者が受審できる仕組みとなるよう、事業者に対して、ヒアリング、アンケート等による調査を行い、全体的な見直しを進める必要がある。 また、県は、市町村に対して、会議等を通じて、第三者評価の必要性を粘り強く伝え、理解を促していく必要がある。
小計				25	4	20	1	0	0	10	1	0	
合計				96	27	61	6	2	0	26	2	0	